

ROBO-PASS 共同オーナー契約書（最終版）

株式会社市ヶ谷重工（以下「甲」という）と、本契約書末尾に記名押印する法人または個人（以下「乙」という）とは、甲が運営する「ROBO-PASS共同オーナープロジェクト」（以下「本プロジェクト」という）に関する共同オーナー契約（以下「本契約」という）を以下の通り締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が提供するAIロボット（Unitree R1〔人型〕およびUnitree Go2〔犬型〕等）を用いた派遣・体験イベント事業（以下「本事業」という）に対し、乙が共同オーナー（協賛者）として参加し、甲が乙に対して所定の特典を提供するにあたっての権利義務関係を明確にすることを目的とする。

第2条（契約の成立および参加金額の法的性質）

1. 本契約は、乙が別途定める「ROBO-PASS共同オーナー利用規約（最終版）」（以下「利用規約」という）に同意の上、甲所定の申込書を提出し、甲がこれを承諾した時点で成立するものとする。
2. 乙が支払う参加金額は、甲のAIロボット普及事業に対する「協賛金（スポンサー料）」として位置づけられるものであり、金融商品取引法上の有価証券への投資または出資（ファンド持分等）を構成するものではないことを、甲および乙は相互に確認する。
3. 乙は、本プロジェクトへの参加を通じて、甲の事業運営を協賛し、第5条に定める特典を受ける権利を保有する。

第3条（参加金額および支払方法）

1. 乙は、本プロジェクトの共同オーナーとして参加するため、申込書に記載した口数に応じた参加金額（1口あたり金30万円、消費税等別）を甲に支払うものとする。甲（適格請求書発行事業者登録番号：T5010401142518）は適法にインボイス（適格請求書）を発行する。
2. 乙は、前項の参加金額を、甲が指定する期日までに、甲の指定する銀行口座への振込み、または甲が提供するオンライン決済（SQUARE決済等）により支払うものとする。なお、銀行振込にかかる手数料は乙の負担とする。
3. 乙の申込口数は1口以上3口以下とする。

第4条（ロボットの所有権および運用）

1. 本プロジェクトにおいて運用されるロボットおよび関連装備一式（Unitree R1〔人型〕1台・Unitree Go2〔犬型〕1台・充電器・操作端末・安全柵・バックパネル等、甲が定める標準装備。以下「本件ロボット等」という）の所有権および管理権限は、甲に帰属するものとする。
2. 本件ロボット等の運用、保守、管理、および訪問先の選定等に関する一切の権限は甲にあり、甲の責任においてこれを行うものとする。

第5条（特典の提供および利用手続）

1. 甲は乙に対し、利用規約第4条に定める特典（ロボット派遣利用権、公式サイト掲載、収益還元等）を提供するものとする。
2. 乙がロボット派遣利用権の行使を希望する場合、希望日の**60日前まで**に甲所定の方法（公式サイトへの申請フォームまたはメール）で申請するものとする。日程および機体の空き状況により、希望日に派遣できない場合は甲乙協議の上、日程を調整する。
3. 派遣に際し発生する交通費・宿泊費は片道3万円・1泊1万円を上限として実費を乙が負担するものとし、上限超過分は甲が負担する。

第6条（収益還元の条件と計算・報告）

1. 甲から乙への収益還元は、本事業に係る売上高から直接経費を控除した「事業収益（営業利益相当額）」を原資として行われるものであり、甲は乙に対し、特定の収益額や元本の回収を保証するものではない。
2. 甲は、毎年**3月末日**までに前年度の事業収益の計算書（売上高・経費内訳・営業利益・1口あたり還元額を記載したもの。甲の顧問税理士が確認した数値に基づく）を乙に提供し、確定した収益還元額を毎年**4月末日**までに乙指定の銀行口座へ振り込むものとする。源泉徴収が必要な場合は、法定の税額を控除した金額を支払う。
3. 事業収益がマイナス（赤字）またはゼロの場合、当該年度の還元の支払いは行われなことを、乙はあらかじめ承諾するものとする。

第7条（事故・損害発生時の責任）

1. 本件ロボット等の運用中（派遣中を含む）に第三者に損害が生じた場合、甲の過失によるものについては、甲が加入する賠償責任保険の範囲内で対応し、乙は当該事故について連帯責任を負わないものとする。

2. 甲は、ロボットの稼働状況、訪問件数、および事業収益について、特定の目標達成を保証するものではない。

第8条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上、その他一切の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。

第9条（契約期間および解除・中途解約）

1. 本契約の有効期間は、本契約成立日から2年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までにいずれかの当事者から書面による解約の申し出がない場合、同一条件で1年間自動更新されるものとする（収益還元の期間は当初の2年間のみとし、更新後は更新後1年間の収益還元を提供する）。
2. 甲または乙は、相手方が本契約または利用規約のいずれかの条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合、本契約を解除することができる。
3. 乙の都合による本契約の中途解約、および参加金額の返還は原則として認められないものとする。ただし、甲都合による事業終了の際は、参加金額入金確認日から事業終了日までの経過月数に基づき、**残存期間（月数）÷ 24ヶ月 × 参加金額**を上限として返還する。

第10条（個人情報取り扱い）

甲は、乙から取得した個人情報および企業情報を、本プロジェクトの運営、特典の提供、および甲からの案内の目的のみに使用し、適用される法令に従い適切に管理する。

第11条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、それぞれ相手方に対し、自らまたは自らの役員・従業員が反社会的勢力に該当しないこと、および反社会的勢力と一切の関係を有していないことを表明し、保証する。これに違反した場合、相手方は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

第12条（協議事項および管轄裁判所）

1. 本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

契約締結日： 年 月 日

甲（運営者）： 〒105-0023 東京都港区芝浦1-13-10 第三東運ビル 株式会社市ヶ谷重工（ROBO-PASS運営事務局） 代表取締役社長 岩間 哲士 印

乙（共同オーナー）： 住所： 法人名・団体名： 代表者名・氏名： 印 担
当者名（法人の場合）： メールアドレス： 振込先銀行口座： 銀行 支店 （普通・当座）
口座番号：